

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

●インターネット上の誹謗中傷等に対し、官民の相談機関等が対応しています。下記の関係機関等への相談も併せて検討してください。

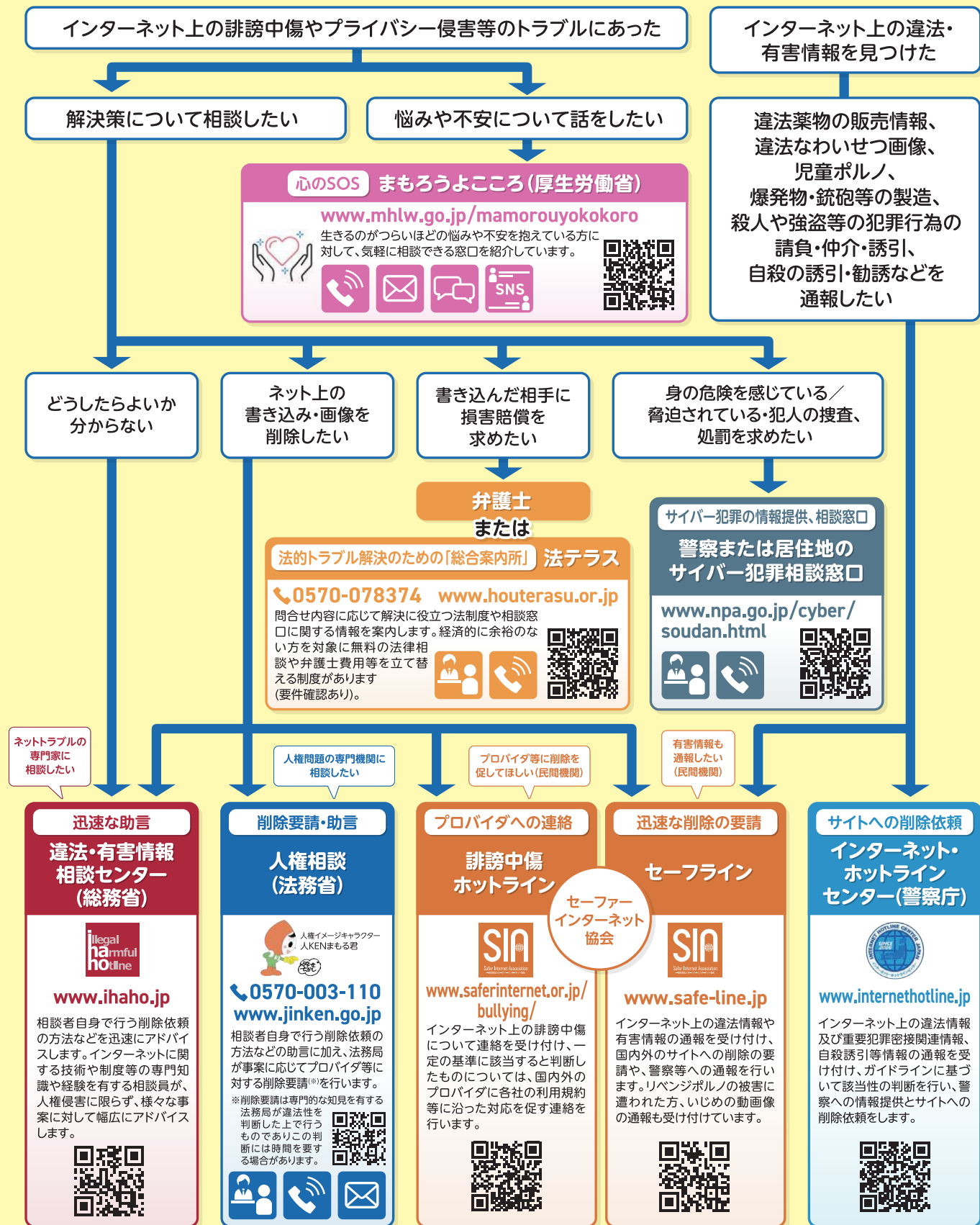
【相談に必要なもの】

- ・掲載されたサイト表示画面やSNSのページの印字
- ・当該サイトの名称、URL、書き込み者、書き込み日時、内容等の記録

*警察に相談する場合は、事前に電話で日時の調整をすると相談対応がスムーズに進みます。

誹謗中傷とは、悪口や根拠のない嘘等と言って、他人を傷つけたりする行為です。内容によって名誉毀損や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

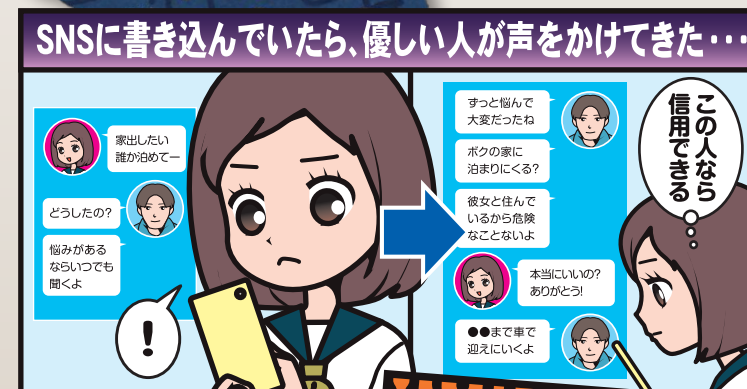


※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。
※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

警察庁(サイバー警察局)インターネット上の誹謗中傷等への対応

～被害者にも加害者にもならないよう、SNSの危険性を再確認しよう!～

生徒・保護者



良い人だと思っていたら...

不同意
わいせつ
監禁
略取誘拐



性的
グルーミング
不同意性交

令和5年に中高生が刑法犯*1によって主たる被害者となった認知件数 (SNSに起因する事犯*2含む)

全国
59,462人

*1 道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷(刑法第211条)の罪を除く
*2 SNSを通じて面識のない被疑者と被害者が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった性犯罪等の事犯

まさかこんなことになるなんて...



岐阜県警察